

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

### 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

#### 1 理解し伝えるべき項目

- (1) 社会保障制度には、税を主な財源として給付やサービスを行う「福祉的な制度」(税方式)と、社会保険料を徴収し給付を行う「社会保険制度」(保険方式)がある。公的年金保険は、「社会保険制度」(保険方式)である。
- (2) 保険方式では、保険料を支払った結果として給付を受ける「権利」を取得する。税方式の場合、税金は負担能力のある人から徴収する一方、給付やサービスは、本当に必要な人の必要なサービスに限り支給されること(支給制限)が多く、生活保護制度のように必要性の厳しいチェック(ミーンズテスト：資力調査)や所得制限が設けられることが多い。
- (3) 保険方式であるため、保険料を納めなければ「権利」も得られず、権利が無ければ、給付も受け取ることができない。また、給付も保険料を納めた程度に応ずることになる。月々の保険料納付は、将来の給付水準を確保するための「権利」を積み重ねていくことである。
- (4) 民間保険等であれば、加入者が払った保険料から、事務運営費(制度の運営に必要な費用で「付加保険料」という)を差し引いて、残りの原資で給付が行われる。
- (5) 公的年金保険は国が運営する制度であることから、特に基礎年金の水準を確保するために、給付費の2分の1水準の税金を国庫負担として投入している。また、公的年金保険の運営に必用な経費の一部(日本年金機構の職員経費など)も税金で賄われている。
- (6) 国民年金の保険料を払わないことは、将来の「年金権」を失うだけではなく、別の形で支払っている税金分の給付も失うことに繋がっている。
- (7) 所得が低くて保険料を全額納めるだけの力が無い人向けに、保険料を全額免除する制度があり、手続を取れば税金分の給付を確保できる。免除手続は面倒がらずに行うことが大切である。

#### 2 伝える際のポイント

##### (i) 公的年金は「保険方式」であること

世界をみれば、公的年金を税方式で運営している国もあるが、多数派では

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

無い。多くの国は何らかの「保険方式」を採用している。これは、**税方式**の場合、税金は負担能力のある人から徴収することになるが、給付段階では、とりわけ日本のように税負担に対して国民の抵抗感が強い国の場合、限られた税を有効に使い、かつ、納税者の理解を得るために、本当に必要な人の必要なサービスに限られ（**支給制限**）、最低限のサービスになりやすいからである。実際、日本の生活保護制度は、必要性の厳しいチェック（ミーンズテスト）を経なければ受給できなく、その過程では恥ずかしく屈辱的な思いをすることもあられるかもしれない（スティグマ）。

世界的に見ても、**公的年金**は、国民の多くを貧困から防ぐ（「**防貧機能**」という）ことを目的として、一定水準の年金を支給することを目標として創設されるため、税方式ではなく、**自ら保険料を納め、制度に貢献した貢献度合いに応じて給付を受け取るという「保険方式」**（「社会保険方式」とも言う）が好んで採用されている。**日本の公的年金も「保険方式」**である。

「**保険方式**」では、先に述べたように、**制度への「貢献度合い」**が保険料を納めた実績によって評価される。一定期間の保険料を納めた実績（日本では10年間）がなければ、制度への貢献が十分ではないと評価され、年金を受け取ることができない。また、制度を運営するためには保険料を納めてもらうことが必須だが、**保険料を納めたことによるメリット**が感じられなければ保険料を納めることへの納得感やインセンティブは得られない。

以上のことを正しく理解すれば、**公的年金保険の給付額が、保険料を納めれば納めるほど多くなること、逆に言えば、保険料を納めなければその分減らされていく**ことも容易に理解できるだろう。

保険料を納めず、制度にも参加せず、貢献しないという選択を自らした場合、その結果責任は自らが負わなければならない。それが保険方式というものである。

逆に、**保険料をしっかりと納めていくということは、将来の年金受給に対する「権利」を積み重ねていく**ということである。保険料を納めることの意義をしっかりと理解して保険料を納めることが重要である。

（参考情報）

**高齢者介護は、かつては税金で運営される制度（税方式）**だった。しかし、必要なサービスに見合った十分な税金が用意できなかったため、そのサービスはニーズを厳しく見積もり、その人の所得を見ながら（利用を低所得者に**支給制限**）、限られた人にしか提供できなかった。

それでは、本格的な高齢社会を迎えたとき、介護サービスが受けられず、家庭にばかり負担が行くことによって、いわゆる「介護地獄」が起きかね

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

ないと懸念され、国民の将来不安も大変なものとなった。

こうした事態を避け、国民「皆」が介護サービスを所得などの条件に関係なく受けられ、家族が安心して暮らせる日本にするために、**介護を税方式による制度から保険方式による制度へと抜本的に転換**するために「**介護保険**」が創設された。

このような転換を、サービスの「普遍化」という。誰でもサービスを受けられるようにするという意味である。もちろん、保険料を納めない人にはサービスは提供されない。**保険料を納めた人は「権利」としてサービスを受けられる**。これが、税方式と最も異なる部分である。

医療や介護については、不安であるから保険料を一生懸命払うのに、年金は保険料を納めなくても良い、最後は生活保護で良いと考える国民が少なからずいるのは、**保険方式の本質**がきちんと理解されていないということであり、非常に残念なことである。

### 保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

出典：厚生労働省資料を、  
公的年金保険研究会  
が一部修正

	国民年金制度	厚生年金制度
<b>保険料負担</b>	<p><b>月16,540円(R2.4～)</b></p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。</p> <p>※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p><b>その月の報酬×18.3%(H29.9～)</b> (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。</p> <p>※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、本人が、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。</p>
<p>受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮</p>		
<b>年金給付</b>	<p><b>基礎年金(老齢)(65歳～)</b></p> <p>給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額)</p> <p><b>月 65,141円 × <math>\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}</math></b> (令和2年度満額)</p> <p>※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p>	<p><b>厚生年金(老齢)(65歳～)</b></p> <p>給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p><b>平均標準報酬 × <math>\frac{5,481}{1,000}</math> × <math>\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}</math></b></p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)</p>
	平均額: <b>月5.6万円</b>	1人当たり平均額: <b>月14.9万円</b> (基礎含む)

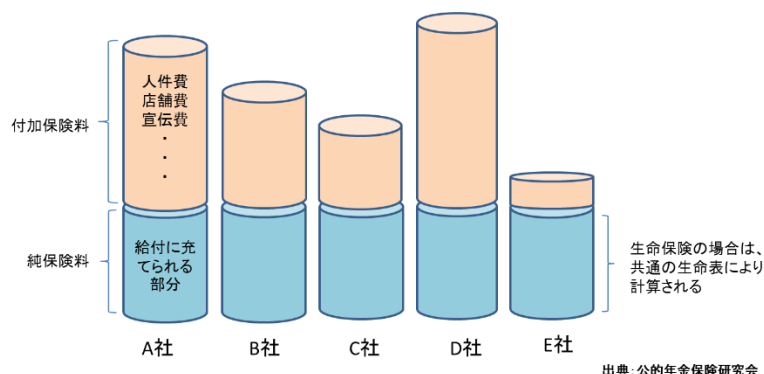
### (ii) 公的年金保険には国庫負担も投入されていること

民間保険にまねができない**公的年金保険の一つの特徴として、事務費や給付費に国庫(税金)が投入されていることが挙げられる**。

民間保険は、運営に必要な経費も、給付に必要な経緯も、全て加入者から

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

納める掛金（保険料）の中から賄わなければならない。本店支店で働くオフィスワーカーの賃金も、販売員の方々の賃金も、代理店に払う販売促進費も、株主に支払う配当も、自社ビルの建設費や賃貸料も全てである（保険料のうち、こうした事業運営に充てられる部分を「**付加保険料**」という）。こうした諸費用を差し引いた上で、残りが給付として分配される（保険料のうち、付加保険料を除く、給付に充てられる部分を「**純保険料**」という）。



なお、この付加保険料がどの位の割合を占めるかについては、開示されていない（極一部のネット生命保険会社を除く）。

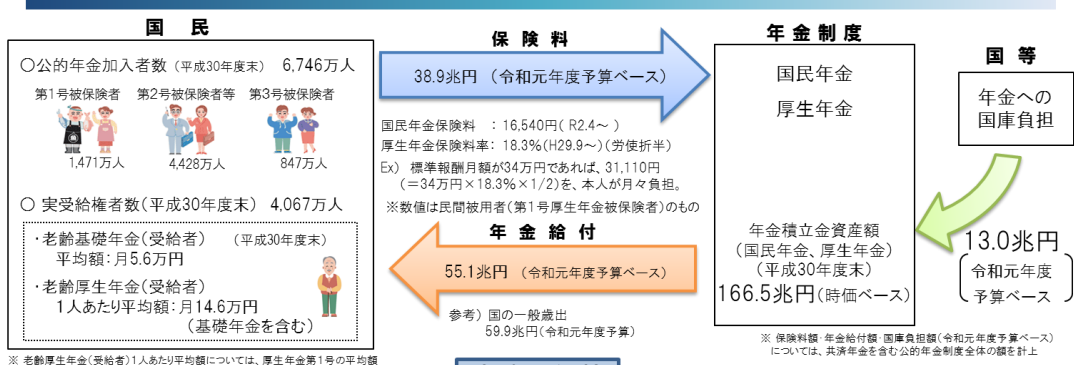
他方で、公的年金保険の場合、日本年金機構の職員経費（賃金や光熱水費、家賃等々）は、税金（国費）で賄われている。公的年金保険の事業運営費とその財源内訳（国庫財源、保険財源）は、日本年金機構のアニュアルレポートで確認することができる。

また、**基礎年金**の水準を確保するため、**その半分（2分の1）に国庫負担（税金）が投入**されている。

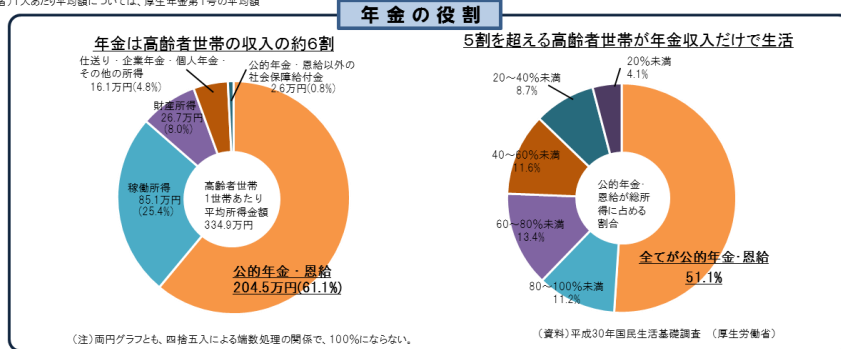
以上のようなことを理解すれば、**国民年金の保険料を納めない**ことは、自分の**保険料を納めた分に見合う分の給付**（基礎年金の2分の1）**を受ける「権利」を失う**ことはもちろんのこと、何らかの形（所得税、消費税、たばこ税、酒税など）で納めている**税金分の給付も失う**結果につながり、その分の損をしているのだということも理解できるだろう。

# 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

## 公的年金の規模と役割



※老齢厚生年金(受給者)1人あたり平均額については、厚生年金第1号の平均額



出典:厚生労働省

### (iii) 国庫負担が投入されているので免除制度があること

**国民皆年金制度**の実現のため、日本に住む20歳以上60歳未満の者は、全ての人々が国民年金制度に加入する。国民年金は収入にかかわらず定額の保険料(約16,500円)なので、**低所得のために納めるのが大変だ**という人もいる。そういう人にも、高齢者になったときにきちんと**「権利」として年金を支払うために、制度には加入してもらった上で、保険料を下げたり(保険料の軽減)、あるいは納めなくてもいいことにしたり(保険料の全額免除)**している。

しかし、保険方式なので、現役のときに低所得であったという理由で、**保険料を納めない人にまで満額(あるいは一定の最低保障がある)給付を約束してしまうと、保険料負担を逃れて給付だけ得るために、できるだけ所得を低く見せよう(騙して制度に入ろう)とする人が出てくる誘因を与えてしまう**。真面目に保険料を納める正直者がバカをみるのでは制度は崩壊する。

この2つの一見矛盾しそうな考え(本当の低所得者には保険料は低くしたい、でも、フリーライダーは防ぎたい)を解決して答えを出すために、**国民年金(基礎年金)制度では、保険料を全額免除された方には、国庫負担分だけ、すなわち半分の給付のみを行う**ことにしている。

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

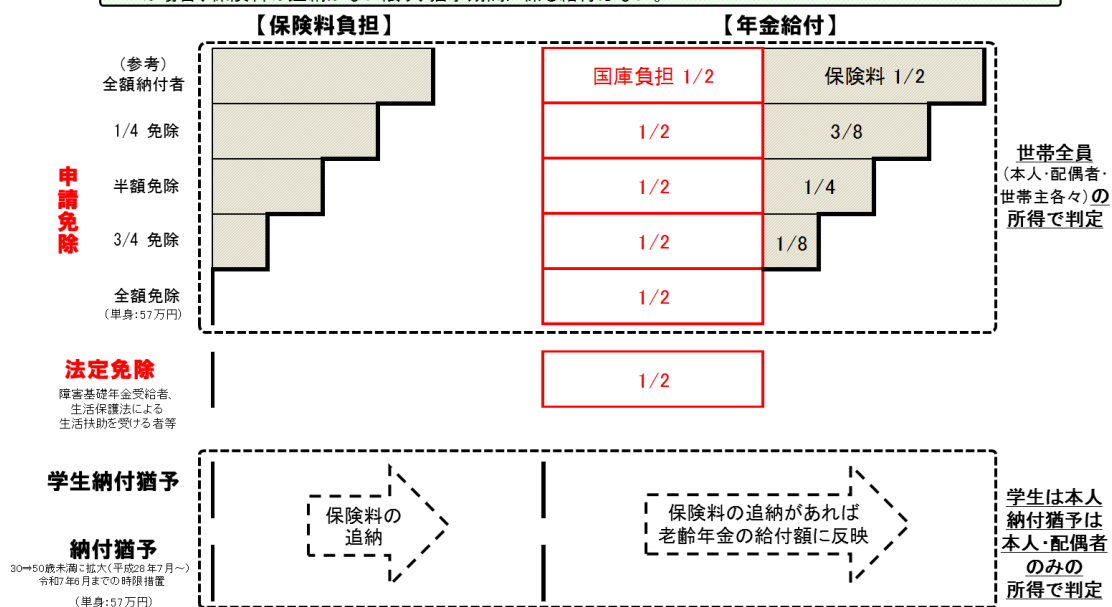
**全額免除を受けた方**は、保険料を納める能力があるのに保険料を納めないことによって制度に参加しないと間接的に意思表示をした人と全く異なり、**制度に参加した上で、保険料を納めるだけの所得がないと公的に認められた人**である。皆で決めた（国会で法律として決められた）**ルールに従って、認められて保険料を「納めなくて良い」人と、ルール違反をして保険料を「納めなかった」人は全く違う**。ルールに従って制度に参加して保険料を納めなくても良いとされた人には、税金分の給付をしっかりと支給しようというのが「全額免除制度」である。

全額免除以外にも、**その人の所得に応じて、保険料を納めやすくするため、保険料を軽減（1/4、半分、3/4）した一部免除制度**もある。保険料が軽減された分、給付も満額から減額することでバランスを取っている。なお、**国庫負担分の給付を受け取るためには、軽減された保険料を納めることが条件**である（軽減された保険料を納めなければ未納状態）。

このような**免除制度を活用して、しっかりと免除の手続きを取ることも、自分の「年金権」を守っていくためには大切なこと**である。是非とも、免除手続きをとれる人は、手続きを面倒がらずに、しっかりと手続きをしておきたい。

### 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

- 国庫負担分の給付がつく申請免除については、世帯で所得基準を判定。
- 世帯では所得があっても本人（配偶者）としては所得が少ない場合の取扱いは、保険料免除ではなく、納付猶予。この場合、保険料の追納がない限り、猶予期間に係る給付はない。



(注) 申請免除、法定免除についても、保険料を追納すれば、その期間に係る年金の全額が支給されるようになる。

出典：厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

## 11 公的年金が保険方式であることの意味と国庫負担投入の意味

### 3 振り返り

- (1) 日本の公的年金が「保険料方式」であり、「税方式」ではないのは何故か。
- (2) 公的年金保険は、国が運営する制度であることにより、民間保険とは異なるどんな特徴があるか。
- (3) 国民年金では、国庫負担（税金）を使うことによって何を実現しようとしているか。
- (4) 低所得で国民年金の保険料を納めるのが大変なときは、どのような手続きがとれるか。